



# 病気や体が不自由な お子さんのために



## 小児慢性特定疾患医療給付

☎ 栃木県県東健康福祉センター 健康支援課 所在地: 荒町116-1  
☎ 82-2138 ☎ 83-7003

18歳未満のお子さんで、次の疾病群のうち、特定の疾患及び状態の場合、医療の給付が受けられます。対象疾患等、詳しくはお問い合わせください。(悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病(こうげんびょう)、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患)



## 自立支援医療(育成医療)給付

☎ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎ 83-8129 ☎ 83-8554

身体に障がいのあるまたは放置すると将来障がいを残すと認められる児童(18歳未満)で、指定自立支援医療機関において、手術等の確実な治療効果が期待できる医療を受けた場合、その費用の全部または一部を公費で負担します。

所得制限もありますので、事前にお問い合わせください

広告



社会福祉法人 飛山の里福祉会

## 真岡ハートヒルズ



『施設入所』『生活介護』『短期入所』の入所施設です。  
利用者様一人一人にとって、暮らしが楽しい、面白い、くつろげる  
環境を第一に、受容的な雰囲気の中で、自己を自由に表現して  
いける場を提供いたします。

施設入所支援 生活介護

〒321-4301 真岡市西田井747-1  
Tel 0285-83-6105 Fax 0285-83-6106  
<http://tobiya.org/>



病気や体が不自由なお子さんのために

## 🍓 養育医療給付

📍 こども家庭課 子育て支援係 ☎83-8131 📠83-8619

赤ちゃんの体重が2,000グラム以下、または身体機能が未熟なままで生まれた場合、指定医療機関で養育医療の給付を受けることができます。

給付を受けるためには申請が必要ですので、事前にお問い合わせください。

※入院中の診察や治療など医学的処理にかかった健康保険適用分が給付対象です。

ベッド代やおむつ代など健康保険適用外の費用は給付対象外ですので、ご注意ください。

### ・申請に必要なもの

申請関係書類(①～④)はこども家庭課窓口で配布しています。

また、ホームページでダウンロードすることもできます。

- ①養育医療給付申請書 ②養育医療意見書(指定医療機関にて記載) ③世帯調書  
④同意書 ⑤世帯員全員の個人番号がわかるもの ⑥赤ちゃんの健康保険証 ⑦印鑑

## 🍓 障害児通所支援事業(真岡市こども発達支援センターひまわり園)

心身に障がいがあると思われる乳幼児などを対象に日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應できるよう、日々の活動や訓練を通してお子さんの心身の成長・発達を促します。また、児童・生徒が安心して放課後を過ごせる場所として、放課後等デイサービス事業も行っています。

## 🍓 特定疾患福祉手当

📍 社会福祉課 障がい福祉係 ☎83-8129 📠83-8554

指定難病特定医療費受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証、または一般特定疾患医療受給者証を交付されている方に、月額3,000円が給付されます。



病気や体が不自由なお子さんのために



### 子どもと遊ぼう

親は膝を曲げて座ります(体操座り)。子どもを膝のてっぺんに座らせ、親の足先に向けて滑らせます。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」